



平成 29 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 石塚硝子株式会社
代表者名 代表取締役社長 石塚 久継
コード番号 5204 (東証・名証第一部)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長
畔柳 博史
電話番号 (0587-37-2111)

単元株式数の変更及び株式併合並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 11 日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更を行うことを決議いたしました。また、同取締役会において、平成 29 年 6 月 16 日開催予定の第 82 回定時株主総会に、株式併合に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の単元株式数を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の単元数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成 29 年 9 月 21 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成 29 年 6 月 16 日開催予定の第 82 回定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とすることを目的として、当社株式について 10 株を 1 株にする株式併合を行うことといたしました。

(2) 株式併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法・割合 平成 29 年 9 月 21 日をもって、平成 29 年 9 月 20 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。
- ③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 20 日現在）	36,295,543 株
株式併合により減少する株式数	32,665,989 株
株式併合後の発行済株式総数	3,629,554 株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たり純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社の株式の資産価値に変動はありません。

(4) 減少する株主数

平成 29 年 3 月 20 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	3,307 名（100.0%）	36,295,543 株（100.0%）
10 株未満	312 名（9.4%）	382 株（0.0%）
10 株以上	2,995 名（90.6%）	36,295,161 株（100%）

本株式併合を行った場合、保有株式数が 10 株未満の株主様 312 名（所有株式数の合計 382 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、併合の効力発生日前に「単元未満株式の買取り」又は「単元未満株式の買増し」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社又は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 1 株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行可能株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成 29 年 9 月 21 日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（10 分の 1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数（平成 29 年 9 月 21 日付）
140,000,000 株	14,000,000 株

(7) 株式併合の条件

平成 29 年 6 月 16 日開催予定の第 82 回定時株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴うものであります。なお、会社法第 182 条第 2 項及び第 195 条第 1 項の定めに従い、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに、本定款変更を行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 億 4,000 万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,400 万株</u> とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

(3) 変更の条件

平成 29 年 6 月 16 日開催予定の第 82 回定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 9 月 21 日をもって変更いたします。

4. 日程

平成 29 年 5 月 11 日 取締役会決議日

平成 29 年 6 月 16 日 第 82 回定時株主総会開催日 (予定)

平成 29 年 9 月 21 日 単元株式数の変更及び株式併合並びに定款一部変更の効力発生日 (予定)

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 9 月 21 日を予定しておりますが、株式の振替手続の関係により、東京証券取引所及び名古屋証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 15 日となります。

以上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

【ご参考】 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

- A. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。
当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

- A. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。
当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

- A. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の単元株式数を 100 株に統一することを目指しています。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社といたしましても、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、対応することとしたものです。
併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とすることを目的として、10 株を 1 株にする株式併合を行うことといたしました。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

- A. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様をご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。
株式併合後においては、株主様をご所有の当社株式数は株式併合前の 10 分の 1 となりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は株式併合前の 10 倍となるからです。また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の 10 倍となります。

Q 5. 所有株式数と議決権はどうなるのでしょうか。

- A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 20 日最終の株主名簿に記載された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。
また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	3,000 株	3 個	300 株	3 個	なし
例②	1,300 株	1 個	130 株	1 個	なし
例③	1,001 株	1 個	100 株	1 個	0.1 株
例④	500 株	0 個	50 株	0 個	なし
例⑤	463 株	0 個	46 株	0 個	0.3 株
例⑥	7 株	0 個	0 株	0 個	0.7 株

株式併合の結果、端数株式が生じた場合（上記の例③、⑤、⑥のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度又は単元未満株式の買増し制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は後記の当社株主名簿管理人までお問合せください。

効力発生前のご所有株式数が 10 株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 6. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

- A. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度又は単元未満株式の買増し制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は後記の当社株主名簿管理人までお問合せください。

Q 7. 株式併合後も単元未満株式が生じます。買取りや買増しをしてもらえますか。

- A. 株式併合後においても、単元未満株式の買取り制度又は単元未満株式の買増し制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は後記の当社株主名簿管理人までお問合せください。

Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

- A. 特段のお手続きの必要はございません。
- 上記 Q 5 に記載のとおり、10 株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。なお、株式併合効力発生前のご所有株式数が 10 株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなります。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 5 月 11 日	取締役会決議日
平成 29 年 6 月 16 日	第 82 回定時株主総会開催日 (予定)
平成 29 年 9 月 14 日	現在の単元株式数 1,000 株単位の売買最終日 (予定)
平成 29 年 9 月 15 日	変更後の単元株式数 100 株単位の売買開始日 (予定)
平成 29 年 9 月 21 日	単元株式数の変更及び株式併合並びに定款一部変更の効力発生日 (予定)

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関し、ご不明な点は、お取引のある証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社
同 連 絡 先 〒168-8507 東京都杉並区和泉 2 丁目 8 番 4 号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-288-324 (通話料無料)
受付時間 平日 9 時～17 時 (土・日・祝日を除く)